

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

## 第 6 回 議会改革推進特別委員会

平成 26 年 4 月 25 日 (金)

12 時 59 分～14 時 05 分

第 4 委員会室

- 【出席者】 江角委員長、平石副委員長  
 足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員  
 佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員
- 【議長団】 原田議長、澁谷副議長
- 【委員外議員】
- 【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

### 議 題

- 1 反問権について
  - ・ 取扱い要領案を承認《議長への第 2 回報告結果の中に謳う》
  - ・ 6 月定例会からの実施に向け、会派には委員から周知。執行部には事務局から通知。  
 ※議運での決定事項であるが、定例会まで時間が無いため、事後となるが、定例会前の議運で決定していただく。【議運委員長了解済み】
- 2 本会議や委員会における質疑や審議状況の動画ライブ配信及び録画配信の実施について(ケーブルテレビ等を活用した情報公開と議会放映の拡大)
  - ・ ライブ配信、録画配信について・・・定点か動画かは別として軽微なものから出来るものから行っていく。  
 【ビデオカメラと三脚など準備し、音声を本会議場で録って、繋げ、定点カメラからの全体像を映す本会議の録画中継などから検討】
- 3 通年議会について
  - ・ 概要について確認・検討【通年議会と通年の会期】
- 4 行政視察について
  - ・ 日程など 7 月 14 日(月)午後・・・明石市《通年議会他》  
 7 月 15 日(火)午前・・・西脇市《議場開放、一般会議他》
- 5 その他
  - ・ 議場の開放について・・・検討項目に追加
  - ・ 前回の検討事項(委員会等の記録のホームページ掲載)について  
 別添 資料 4 「議会改革に関する検討結果(第 2 回)」のとおりに承認

○次回開催 5 月 20 日(火) 13 時 00 分 第 4 委員会室

## 【議事の経過】

(開議 12時 59分)

江角委員長

レジュメにもありますように、1つは反問権について。前回からの議論で今日、方向を最終的に出したいと思います。2つ目に本会議や委員会等の配信方法について。これも前回から引き続いて議論したいと思います。それから3つ目に通年議会についてということで。これは前議会からの申送り案件です。4番目に行政視察についてということで、議論したいと思っておりますのでご協力よろしくお願ひします。それから皆様のところにお配りしておりますけれど、森谷委員からメモが出されておりますので、既にご覧いただいたかと思いますが、先程レジュメの関係でのご意見です。こういった、1番2番についてはそういう方向で議論を深めてきているところでもありますので、今日のところでまた、いきたいと思ひます。

それから一番下の、議場の開放については、新たな提起ということで。これについては今日の議論ということではありませんけど、今後の改革の1つの項目として挙げていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(はい、という声あり)

そういうことで確認をさせていただきまして、早速ですけれども、議題1の反問権についてに移りたいと思ひます。

### 議題1 反問権について

小川次長

前回からの流れもあります、最後まとめをする段階でありますので、事務局の方から、報告なり説明をお願いしたいと思ひます。

それでは、前回までのところで、反問権の整理をしようということで色々ご議論いただいて、前回出した資料を、また要綱の形で条文立てをして整理しておこうという話になりましたので、「浜田市議会反問権取扱要領(案)」ということで、資料1を付けております。前あった部分をそのまま条立てをしていったものでございまして、内容的には大幅な変更はありません。ただ1点、第3条(2)、反問の内の考え方や根拠を聞く場合というところで、①のところ、今までのところでは、市長等は議長に、これ前の時には、答弁の最初または最後に反問する旨を、ということで、最初または最後というのを付けておりました。その辺でどうなんだろうということもあまして、よく考えてみますと、最初にというのはもう反問し無いわけで、その後答弁は無いんで、最初に最後というのを除いて、流れの中で、最初に反問するんだったら反問があります、答弁をした後で「議長ここで反問してよろしいですか」と流れの中でやってもらうということで、最初にまたは最後にという文章を除いただけです。あとは全部変わらずにそのまま条立てをしておりますので、内容等に変更はありません。6月の市議会定例会から、この要領で執行部にも話をして扱っていけばということでもあります。

それから資料1の資料で、3枚ほど、「流山市議会における反問権の行使状況」という資料を付けております。先般、広報広聴委員会さんが千葉と埼玉の方へ行政視察に行かれた際に、流山市議会でも、そこも反問権の行使をやっている、こういうふうに、どういう反問権の行使をしたかという

状況をまとめられておって、非常に分かりやすい資料をいただいて帰られましたので、要領を付けて、この前までお渡ししておいた例の部分もありますけども、あの例の部分に加えて、こういう行使の仕方もあるよというのを、当局に渡す時に資料として付けてお渡しすればなということ、ここに資料として付けさせてもらってますので、その辺でご議論いただければと思います。以上です。

江角委員長

事務局から反問権についての取扱要綱の案の関係と、それから執行部に示す資料の関係等の若干の説明をいただきましたけれども。今日意見をいただいてまとめれば、先程提起がありました6月議会ということから適用するということに書かれてはおりますが、議運との関連も、全体での意思統一の関係もありますので、その辺も含めて今日は議論したいと思います。まず要綱についてうかがえますでしょうか。まあ、ちょっと重大な問題が無ければ、やりながらまた改善を図っていきますので。修正ということもあります、極力そうならないように、物にしたいと思いますので、少し、ここはというようなところがあればお願いしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

で、あと扱いの関係です。はい次長。

小川次長

扱いの関係です。資料4をちょっと見ていただきたいと思うんですが。今、反問権の取扱要領について了解をいただきました。それと先般のところで確認が出来ております、委員会記録のホームページでの公開についてということで、これを第2回の報告として、議長に報告をして事務手続きに入っていこうと思います。内容的には資料4に書いてありますが、議会改革の検討項目の内、検討が終了したものについて報告するという。で、尚書きで「尚、議会改革の検討項目ではありませんが、議会基本条例に定める反問権について、当委員会で一旦整理が必要と考え、別添取扱要領のとおり整理したので併せて報告します。あとは事務手続きをお願いします」という部分を付け加えて、報告をします。それを受けて事務手続きに入っていきますが、要領の制定ですので、最終的には議運で諮って議運で確認をしてもらって了解を得て、正式決定するという形になります。そうするとちょっと時間が後になりますので、その間どうするかということがありますが、実は議運が議会の1週間前ですので、6月2日まで有りません。そこのところで確認をいただくようにしたら、そこで確認をいただいて、それを執行部に持って行って、こういう形で6月議会からやるからよろしくねって持っていても、なかなか執行部の方が各部長さん課長のところに周知するのに大変だろうということで、ここにたまたま、すみません議運の委員長さんが入っておられますので、委員長さんにちょっと、もし良かったら了解をいただいて、ここで決定して、正式には議運で決定をするんだけど、時間が無いので、これをもって案でこういう形で進めようとしているというのを執行部に話をさせていただいて、6月議会に臨む、正式には6月の議運で決定してもらおうという形を取らせてもらえると大変、事務手続き上は助かるなと思っているので、その辺お願い出来ます

西田委員 (議運委員長) 江角委員長 岡本委員 江角委員長 小川次長 江角委員長 小川次長 江角委員長

でしようか。

今、小川次長から説明が有ったように、その方が私も良いと思いますので、そのように了承したいと思います。

あと、会派への皆さんに提案をしていただかないと、今日の段階ではまだ確認したということが分かりませんので、したことを少しどこかで報告してもらおうのか、全協で一括してやるのかちょっと分かりませんが。

会派への案内ということで私の会派はそれを受けていきたいと思いたすので。

他の会派もそれでよろしいでしようか。

委員長

はい。

今言われたように各会派でも話をさせていただきたいと思いたすし、5月20日に議会前の全協がありますので、5月20日の全協の時にも、こういうことで反問権を整理したので、正式には議運で決定だけでもやろうと思いたすということは、議員の皆さんにもう一度、こちらからも周知したいと思いたす。

それでは、その時に知らなかったというようなことが無いように、一応会派の中でもお話をしておいていただきたいと思いたす。それでは1番はよろしいでしようか。

(はい、という声あり)

では2番目の議題に入りたいと思いたす。

**議題2 本会議や委員会における質疑や審議状況の動画ライブ配信及び録画配信の実施について（ケーブルテレビ等を活用した情報公開と議会放映の拡大）**

小川次長

これも前回のところで、やろうということについては一致をしている内容ですけれども、執行部との兼ね合いもありますし、あと技術的なことと、具体的にどのようなにするかという問題が残っておりますので、今日それを議論しようということにしておりました。この点についても少し事務局から提起をしていただいて、議論を深めたいと思いたすのでよろしくお願ひします。

それでは資料2です。「議会の審議状況のインターネット配信等について」ということで、前回までの議論のところで論点をまとめてみました。特別委員会としての方針は、今後インターネットによる審議状況のライブ中継、録画配信の実施に向けて取り組むということで、確認は出来ているものと思いたす。従ってそれに向けてどうやって進むかということでございます。その中で、すぐに多分、ライブ中継・録画配信という部分は、議会として取り組むわけですから、予算の関係とか色んな問題があつて、すぐにはならないと思いたすんですが、段階的に出来るものからやっていけばというふうに、この前も話があつたと思いたす。その中で出てきたのが、そこの下を書いてあります1点目が、「音声のみの配信」です。今、録音を1日単位で全部、本会議にしても委員会にしても録っています。これを音声のみの配信をすることが出来るかどうかというのを、情報政策に確認したら、出来るということですよ。YouTubeなりUstreamなり、その辺の動

画再生サイトに載せていけば、それは出来るだろうと。ただ、5時間も6時間もというのが1日単位で今ありますけども、それをずっとだらだら流すのは非常に分かりにくいということで、今ある5~6時間ある部分を、例えば、議会1日目の誰々分の質問というふうに、細かく編集をして、検索しやすいようにして載せていくのが良いだろうという話をしてます。ただそうするとその辺の編集作業に事務局の手間がかかるかなというところがちょっと。どのくらい手間がかかるかやったこと無いんで、そういうことは出来るということでもあります。

それから2番目に論点が、話がありました、今あるケーブルテレビで一般質問の録画放送をしています。その映像を使って、その録画映像をインターネットで配信することについてどうなのかということで、これもケーブルテレビさんに訊きました。やはりテレビ中継で撮っている画面をそのままインターネットに載せるのは無理で、データ変換が要るそうです。今実際、毎月やってます行政情報番組、15分番組を毎月1本ずつ撮ってますが、それを今、録画でうちのインターネットで配信しています。それも全部データ変換をして載せているそうです。だいたいそのデータ変換が1分あたり1,000円、行政情報番組がかかっているそうです。実際それを、うちの今の質問時間が1議会5時間かかって、それが4日あって20時間、それが4回あって80時間、それに代表質問があるということで、85時間あったとして、それを分に直すと5000時間弱、そうするとそれを1分1,000円でやると500万円、単純に計算するとそうなるんですが、ケーブルテレビさんと話をした中では、外浦君がしてくれたわけですけども、安く見積もって年間110~120万円ぐらいでデータ変換は出来るんじゃないでしょうか。それから、それとは別に、当初年度にロイヤリティ関係等で5年分一括払いで120~130万円がかかるという話までをケーブルテレビさんから聞いてくれています。従って初年度が240~250万円、次の年度からは110~120万円程度を毎年これを載せていくにはかかっていくというところまで今、話がきています。載せることはデータ変換すれば同じように出来るという形になっています。

それから、現在庁内ホームページで本会議や常任委員会、予算委員会等を固定カメラで1ヶ所ですべて、職員が音声を聞けるように流しています。それを流すことは、これも出来ると思います。これは情報政策の方がちょっと具体的に細かく相談してもらわないとすぐには答えられないということだったので、相談すれば出来るだろうとは思っています。

それから4番目の、ライブ配信及び録画配信を行うという、これが最終的な目標でやっていくわけですけども、そうした場合に、先程言いました今流しているような定点映像で良いのか、ちゃんと質問者が質問している状況、答弁者は答弁している状況、これをきちっと、本会議の場合それを撮って載せる方が良いのか、それから委員会なんかは、大工事して付けるまでは出来なくとも今の定点で流している、今庁内ホームページで流しているような映像で良いのか、それとも委員会もちゃんと、質問者答弁者をきっちり押さえて、本当の動画として押さえて撮りたいのか、その辺の

整理をしていかないと、導入するにしても、どういう機材を入れてどういう工事をして、どういう予算を組んでということもありますので、整理をしていただきたいと思います。

いずれにしても、どちらにしても、ライブ中継にしても録画配信にしても、やりたいという方向は皆さん多分一緒だと思いますので、それに向けてどうやっていくかというところを論議していただければと思うわけです。以上です。

江角委員長

はい。それでは資料2にありますように、インターネットによるライブ中継、録画配信に向けて取り組もうということでは確認されていまして、その中でも、次長から説明ありましたように、下の丸印の、ライブ配信録画配信を行う映像についてということで、本会議・委員会と書いてありますけど、これがきちんと出来るようになれば、いいわけですので、先に、この最終目標だと言われた一番下のところについて、どのような方向になれば一番良いのかということで議論いただいて、それからその方向をまとめさせていただいて、また議運にお返しし、全体で確認し、執行部の方にもし確認出来れば提起をするという流れになると思いますので、先にその下の、一番基本のところを議論していただいて、その後、その過程で、前段にもありましたけど、そういった取り組みもするのかどうかというようなことも、後に議論したいと思いますので、先に一番基本のところの、一番下の丸印のところを議論いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次長からありましたように、どういったところまでの配信方法、録画方式を取るのかということになるんですが、ご意見をいただきたいと思います。一般的には誰が動かす、もしこうやってやるということになると、やはり事務局がするということになるの。

小川次長

そうすると、ただ撮った分を流すということだったら、そんなに難しい話じゃないと思うんですが、ライブはそのまま流すしかないんですが、例えば録画配信なんかになったらすると、よくあるのが、今質問しているのは誰々議員ですとか、こういう質問してますとか、今ケーブルテレビなんかはやってますね、キャプション付けて整理してやってますよね。そういうふうにやろうとするとすごく手間になるだろうと思います。素人がやることなんで、色々と習いながら、機材も揃えながらやらないといけないので。ただ撮った分をそのまま右から左へ、やり方だけ教えてもらって流すというんだったら、それは出来ると思います。

江角委員長

執行部にというのは、ある意味で、まあその予算というか設備でやって欲しいということに当然なるんだろうと思うんですけど。これはこれとしてきちんと基本まとめて提起をしないといけないと思いますんで。これは細かく詰めておく必要はあるかいな。

小川次長

いえ方向だけ決めていただければ事務局で動いていくしかないと思いますけども。

江角委員長  
森谷委員

あと委員会なんかだな。委員会のところまで。森谷委員。

実際に見てきたので、どのようにやっておられたかということをやっ

と、参考にはなりませんと言いますと、画面の中に、本会議ですよ、全体を映す傍聴席からの画面の中が1台、それはデジカメで定点です。それからもう1つは、簡単に言うと議長席の方から1個、デジカメ。合計2個で、それはしゃべる人を映す。それで全体が映っている中で、真ん中に穴が空いたみたいになって、しゃべっている人が組み込まれているということで、その人だけを映せるようにして、ほったらかしてあるようでした。それから傍聴に来ている人ですが、誰がしゃべっているとかああいうことありませんよね、字が出るとか。とりあえずは字のことは気にせずにスタートされても、傍聴人となんら変わらないので、よろしいんじゃないかと思いました。以上。

江角委員長

委員会の方は、どこか見てこられたようなところがありますか。委員会のやり方。

小川次長

今まで色んなところのホームページ見てますけど、委員会までライブ中継や録画配信しているところは見ないですね。本会議はやっているところよくありますんで一杯見ますけど。先程森谷委員が言われた分の、ライブの分はもうそんなこと気にせず、ばあっと流すしかないんですよ。その場でキャプションなんか入れられませんから。それはそれで流すしかないんで、それはそうだろうなと思います。あとは先程言ったように、カメラを定点で1個だけぼんと映して、それが本当に動画配信と言えるのかどうか。ちゃんと質問する人をある程度アップして、その人が質問している状況を見ながら、答弁の時には答弁者のところへカメラが振って行って、答弁している状況を映して、声も聞こえてというのが、本来の、他の所の色んなインターネット中継を見ていると、それが本当のライブなり、動画中継なり、録画配信なんだろうなという気がしてて。そうすると、ちょっと無駄…これがかかるなど、いうのが今ちょっと。そうするとそれがもう予算要求して、当局の方に理解をしてもらって予算を付けてもらうということしかないんで。それと今度は、終わったら今度は設計を頼んで設計してもらって、入札かけてやるという。それはもう淡々と進んでいくしかないんですが。その辺ですね。

江角委員長  
森谷委員

森谷委員。

あまりスタートの時点では、傍聴人以上のことを考えるとハードルが高いので、傍聴に行く代わりにぐらいを考えたら。例えば、本議会の傍聴人は顔見えないですね、議員の。それでもテレビは見えるわけですからまだ良いとか。そういう形で、あまり最初からハードルを上げないでスタートして、そのうちに知恵もつくかもしれないし、やってみられたらどうでしょうかと思います。以上です。

江角委員長  
牛尾昭委員

他にご意見ありますか。牛尾昭委員。

流山は23年からだったか24年からか、常任委員会、特別委員会のライブ中継の実施をしていますね。

小川次長  
牛尾昭委員

そうですか。

うん、ここに書いてある。議会改革の流れの中に書いてある。ちょっと探しにくいんだけど。その辺はもうやっているんで。特にこういう特別委

員会でやらなきゃいけないのか、常任委員会がやるのは特別委員会のと一緒でしょうしね。やるんならそこまでやるべきじゃないかなと思いますね。

江角委員長  
小川次長

小川次長。

具体的に事務局の中でも話はしてませんが、やるんだったら本会議は先程言ったようにすごくちゃんとした、最終的にはちゃんとした動画配信をしたいと。で、委員会についてはカメラの高足の三脚でも買って、定点からこうやって、音声は状況が分かりさえすれば、動きが若干分かりさえすれば、質問者答弁者までこうやって振らなくても、良いのかなというように、個人的には考えているんですけど。

江角委員長

言われるように、始めからものすごいものをするようにすると、予算も認められないということで出来ない可能性もありますので、やる方向で軽微なものからでも、先程言われたような方向でやり始めて、段々とバージョンアップしていくようなことになればと思いますが。従って委員会の方も、固定になるかどうかは別としまして、軽微なものでも、映さないより映したほうが良いんで。そういう方向で一応まとめさせてもらって、また議運で諮っていただいて今度は執行部との関係になろうかと思いますので。あまりガチガチで今日は固めずにアバウトな形で確認させていただくということよろしいでしょうか。

それでは一番下の、一番基本的なところでは、まあそういう方向で確認したいと思いますが、あと前段の二重丸3つのところも、若干説明いただいたんですけども、今のところが早く出来れば、そう、前段のところはやらなくても大丈夫かなと思ったりしたんです、そうでないかも分からないんですが。様子を見て、もう1年も2年も出来ないというような、先程の確認があれば、先にこういったことから始めようかという議論にはなるんでしょうけども。今日のところであまり、このところを詰めてもしょうがないんじゃないかなという感じがするんですが。

小川次長  
江角委員長  
小川次長

良いですか。

はい。

今話を聞いて、出来るところから、簡単な分でも始めようということになれば、ビデオカメラと三脚を買ってきて、あとは音声を本会議場で録って、繋げて。ライブ中継はちょっと待って欲しいですが、録画を撮っておいて、とりあえずは定点カメラの全体像を映す本会議の録画中継ぐらいからは流せるというところでちょっと検討させてもらいながら、最終的には、せっかく今年議場の音声改修をします。音声改修をするんだったら、その時に、将来的に画像を先程言った、カメラも良いやつで、ボタン、音声のマイクを押せばマイクがある所に向けてカメラが動くというのが今、ほとんどの議会で取り入れている動画配信の機械だと思いますので、そういうこともちょっと将来的な部分を考えながら、とりあえずは出来るところから。カメラ買ってやるぐらいだったらそんなに、200万も300万もかかるわけじゃないですんで、出来るかもしれませんので、その方向からまずはそこから、検討させてもらえればということまで事務局内で話をさせてもらえればと思うんですが。それでよろしかったらそういう形で。



江角委員長

はい。それでは先程の議論のところを基本にして、まず議会全体で確認をしてもらうという前段で、この委員会での確認を取って前へ進みたいと思いますが。あと、それを受けて、なかなかちょっと当分出来ないという話になれば、また前段の、音声からとか色々な方法になると思いますので、前段の方はまたそれを受けて、議論させてもらうということで。今のところの確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

(はい、という声あり)

森谷委員

ちょっとよろしいでしょうか。

江角委員長

はい。

森谷委員

二重丸の2番目なんですけど、先程、定価で言えば500万円という言い方をされたんですけど、実際私はでしゃばっていたんですけど、前回の本会議をDVDに全部落としているんですよ。これはアップ出来る状態。具体的にどうしたかと言うと、ケーブルテレビがテレビ映しますよね。その前に三脚を置いてから、それを全部録画したんですよ。それをDVDに焼いた。ということで、こういう状態しさえすれば、500万円、まあ許してくれればですけどね、500万円かからずにその前にやって、その時間、ずっと撮っておけば良いだけです。それは私のレベルでも出来るわけですので、その辺も考慮に入れられたらどうでしょうか。よろしくお願ひします。

江角委員長

先程の、最終段階の確認の中で出来るのか、それともそれ以外のところで出来るのかは別として、今の意見も参考にさせていただきたいと思います。その方向で挙げさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

### 議題3 通年議会について

それでは3番目の通年議会ですけれども、この件につきましては冒頭で言いましたように、前回の議会特別委員会で、議論は若干したんですけどなかなか方向性が見いだせずに申送りとなっている案件です。4番目の行政視察についても、この件でも視察に行こうということにしておりますので、新しい議員の皆さんについては、通年議会とは一体なんぞやということだろうと思いますので、今日は少し認識を深めながら、今度の行政視察において勉強するということで。少し勉強も兼ねて、あと議論もしても構いませんけれども、こういうものだと、若干議論してきたことも含めて、事務局の方から資料も出していただいておりますので、提起をいただいて、議論が出来ればやりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

小川次長

はい。今、委員長からお話をいただきました。先にちょっとすみません、行政視察の方の絡みがありますので、行政視察の日程だけ、もう1回確認をさせておいてください。場所と日程だけ、とりあえず押さえてますので。前回話があったように、7月14日、15日で視察に行くという形で、出来れば話があったのは、神戸が2会期制をやっているんでそこを見に行けばどうかということがありました。ちょっと神戸は無理だったんですけど、近くで同じ2会期制を、この4月に導入、実際はまだ始まってないんですけど、2会期制を導入するということがありました。兵庫県の明石市。明石が2会期制を始められるということなんで、それまでに至った背景とか経過とかを聞くだけでも勉強になるんじゃないかと思って、1点は明石市。

これが7月14日午後です。もう1点が、今日一番最初に森谷委員の意見の中で、検討項目にしようということになりました、議場の開放、これを行っている西脇市。西脇が議会基本条例の中に議場開放というのを盛り込んで実際にやっておられるというのがありますので。これが7月15日午前中。ということで、両市の議会の方には了解を得ています。日程等はまだ全然組んでないんで、何時に出発して何時に帰ってくるなんていうのは全然決めてないですが、14日午後に明石で2会期制とか、その辺を中心に議会改革について話を聞きたいと。で、次の日15日午前中に、今の議場開放の関係や、あとはうちがやっている重要案件の意見交換会、制度は作ってますが全然応募も何も無いんでやってないんですが、これも西脇市の方は「一般会議」という名称なんですけどやっておられるので、実際にやっておられる状況なんかを聞くことも出来るかなと思って。まあ、議場開放とかそういうのを。両方ともインターネット中継もやっておられますんで、その辺も具体的に話が聞ければ良いかなと思って。そういうのを含めて議会改革について2ヶ所ということで、相手の了解を得ていますので、その日程を押さえておいてください皆さん。お願いします。

それでは、そういう2会期制を見に聞きに行くということも含めて、前回の議会からの懸案事項になっています、通年議会・通年会期制について、若干説明をさせていただきます。資料3です。

(以下、資料をもとに説明)

江角委員長  
小川次長

今度視察で行くところの2会期制は、どういふ。ざっくり。

ざっくり言いますと、明石市はまず1回目の会期を2月から確か6月いっぱいだと思います。で、2回目の会期を9月から12月、つまり1月と7、8月は会期じゃないという形。ちょっと月がすみません、ほぼそれだと思いますけど、そういう休みが間に、1ヶ月か2ヶ月入っている、で、2会期制にしているという。回数的には2月から6月ですので、2月、3月議会をやって、それから6月議会もやると。で、9月議会をやって12月議会やると。2回ずつ本会議をやっていって、休憩に入るという形の会期制にされているようです。多分神戸さんもそんな感じだったと思います。

江角委員長

これも前回のところでは、やろうというようなところまでは確認出来ない事項ですので、それも含めて今回の議題に挙げておりますので。ゼロからのスタートではありますけども、議論したり視察してきた経過はありますが。通年議会と言っても毎日拘束されているわけでもないわけですし、その辺の誤解もあつたりしてはいけませんので、少し分からない点等有ったら、分かっている議員なり、事務局の皆さんと意見交換しながら、しっかりとした視察を行いたいと思いますので。もし意見なり質問があれば、お聞きしておきたいと思います。はい、森谷委員。

森谷委員

今、委員長が、毎日やっているわけではないというふうにおっしゃったんですけど、日数は増えないんですか、実際に、私たちは。

江角委員長  
小川次長

次長。

決め方だと思います。だから毎月もう本会議やろうと思ったらそれも出来るんですが、今、実際に通年議会を入れているところは、そんなことを

やっているとところの方が少ないです。ちゃんと今までどおり、3月、6月、9月、12月にまとめて議会をやると。ただ会期は続いているんで。

江角委員長  
小川次長

休会になっているわけです。

うん、休会になっているということです。その間は休会ですから、実態とは変わらないけども、どう言えば良いかな、会期は会期中なんで、そうすると、今みたいに調査会ですとか、ああいう概念はなくなります。全て委員会で審査が出来る。今うちなんかは、休会中は審査は出来なくて、報告受けて質疑するだけで終わりじゃないですか調査会なんて。それが、委員会だと審査が出来るわけですよ。そうすると、全然間でも、委員会自体開いてこういうことについて所管事務調査しようかということになると、すぐ委員会召集して、委員会で実際の審査が出来る。ただ、本会議なんかは集中して4回に分けてやると決めちゃえば、そこしか無いんで、あとは拘束されるということは、今とそんなには変わらない。

江角委員長  
森谷委員

森谷委員。

その、私一般質問がイメージ出来ないんですね。皆がずっと、22人がしますよね。それを今度通年になると、ぽつらぽつら1人3人がやると、こういうふうになるんでしょうか。

小川次長

実際に、去年見に行った御船町は、毎月定例会を開いておられるんですね。毎月本会議を開いておられるんです。そうすると、毎月第1週目に議運をやって、この日に本会議を開いて、じゃあ委員会をやって、全協やってというのを、もう第何週目の何にするって決められていて、本会議の日が、毎月やるから、これがもう1日や2日と決まっているわけですよ。ただ、そこは、いったのは、本会議での一般質問はあるんだけど毎回、1人か2人と。という話でした、その時は。

(「変わらなかったんだね、通年と」という声あり)

そうです、そうです。それを今までどおり、4回ぐらいに集約して本会議やると、一般質問なんかも今までと変わらないと思います。イメージ的にはあまり変わらないと思ってもらっても。ただ会期が通年であると、で、便利になるのは、そういう調査とか審議とかが随時、会期中なんでいつでも出来るというメリットがあるということだと思います。

森谷委員  
江角委員長

イメージ出来ました、ありがとうございました。

出る日が増えるか減るかと言えば、増える傾向にあるのは当然ですよ。例えば、請願が出てきました。この請願、今だったら次の6月議会の受付の締切があつて、それに出てきたものを6月議会で審査するやつを、昨日出ました、これもルールを決めていかなければいけませんけど、それはもうちょっともう来月やってしまいますか、みたいなことになれば、出てきて審査をするようになりますから、執行部も、専決で今まで通してしまっていたやつを議会にかけるから、5月議会での日程に入れましょうか、みたいな話になってくるから、どうしても出る回数は減るよりは増える傾向にあると思います。はい、森谷委員。

森谷委員

それでしたら、議員報酬とのセットで議論していただきたいと思いますね。以上です。

江角委員長  
小川次長

他に何か、聞いておきたいというような、あるいは提起がありましたら。すみません。去年、御船町へ見に行って皆さんが、その時の特別委員会の皆さんで、ここまではちょっとまだ、それはちょっと難しいなという話で、ちょっと先送りしようやということで、先送りされましたが、実際は審査が、確かに議員さんの負担は若干重くなるかもしれませんが、議会としての権能が増えるという部分が、迅速化も図れるという部分があり、どっちを天秤にかけてどちらが良いのかという部分をしっかり論議をしていただきたいというのがあるのと、今度見に行きます2会期制、例えば12月1月と7、8月ぐらいは、12月は議会があるけど、1月の正月と盆ぐらいのところは別に会議無くても、普通一般の社会も休むんだからというような観点もあって休みにしておられるのかどうかは知りませんが、その辺も聞いてもらえば良いとは思いますが、2会期制ということもあり得ますので、先程も言いましたが自分のところの議会にどんなのが一番良いのか、色々見たけど最終的に今の4回のままで良いやということだったらそれでも全然構わないわけですし、2会期制が良い通年議会が良い、それはもう論議をされて、ここが一番良いんじゃないかっていうところを、論議をしてもらって決めていけば良いのかなというふうには思っています。

江角委員長  
牛尾昭委員

はい、牛尾昭委員。

去年御船町に行って思ったのは、例えばどうしても一般質問で扱いたいというのはあると。だけど今、3月議会終わったばかりだから6月まで待たなきゃいけないねというような場合には、すぐ次の事案に、御船町なら多分2週が一般質問だったから、翌月の一般質問に使えるということで。市民ニーズに的確に合った質問ができるということのも利点だと思います。それと次長が言ったように、市民サイドに立てば通年議会があるべき姿なんだろうと思うけど、議員たちの負荷もあるので、そういうふうに言えば2会期制というのは、そういう意味で折衷案なんだろうなど。逆に言えばうちは年4回定例議会やっているんで、年6回にして、2ヶ月に1回やっても良いわけですよ。だけどそういうわけにいかないだろうから、今言ったような日本の伝統的な習慣の、盆と正月を空けた半期、半期というのを神戸は今やっている。そういうところからやっていった方が、皆さん方には段々慣れていくのに良いんじゃないかなというふうに思うんですよね。で、やった方が明らかにメリットは有るわけだから。それは僕らにとってではなくて市民サイドにとってメリットがあるということなんで、やはり進めるべき必要な案件だなというふうに思います。以上です。

江角委員長

今日も議題に挙げて、前会の申送りですので、視察もやるということで、一定方向の方向を、難しいな、もっと先送りにしようかという結論になるのか、どれかの結論を導き出すのか、いくらかの方向を出さなきゃいけないと思いますので、そういう意味で少し真剣に視察していただきたいと思います。その前段でもう少し議論しながら、多少分かってきたこともあろうかと思いますが、もう少し聞いておきたいということがあれば、出していただきたいと思います。召集じゃないが、集まってもらう関係は、

どういふふうに定めてやっていたらいいのだろうか。例えば、今までの定例会の開会日があつて、閉会日があつてなんだけど、通年議会やるとなると、どこを1つの区切りとして締めて、次途中でこれをやろうという時に、どういふ流れで日程が決まってくるのか。

小川次長

通年議会の場合は、もう議長がいついつ集まれ本会議開くよと言へば、それで出来るという。委員会も委員長が召集すればそれで出来るという形になります。会期中なんで。

江角委員長

議運はやるということ。

小川次長

議運は当然、先にやって、いついつやろうと決めてやらないと手続き上はいけないと思いますが。やろうと思えばいつでも出来るという形になります。ただ、先程の通年の会期の方は、これは定例日を条例で決めなきゃ出来ないの、そうすると、あと途中で臨時会的なものを開こうと思うと、これはやはり条文の中に決まりがありまして、首長が本会議を開いてくれという要求をしたら、3日以内に開かなきゃいけないと、今度は。そういう規定になっています。自治法上は。定例日以外の時に本会議を開こうと思うと。首長の請求があつて3日以内という形になっていますんで、何か急ぐものがあれば首長の方も専決をせずに会議の開催を要求すれば3日以内に本会議が開かれて、議決はしてもらえろといういふ決め方になっています。

江角委員長

その他ありますか。だいたい今日のところで言うと通年議会と言つても何種類かの会期制を持ったりする、通年議会と言われる部分もあるということと、若干のメリットデメリットということについては、今日時点のところですけども、少し分かっていただけたかなと思いますが。しっかり勉強するということによろしいですか今日は。

(はい、という声あり)

それでは、今日の通年議会の議題についてはこれで置いておいて、視察のところでもしっかり勉強させていただきたいと思ひます。

#### 議題4 行政視察について

小川次長

4番目の行政視察は良いですか。

先程言つた分で。また次回に行程をちゃんと組んだらまたお知らせしますので。

江角委員長

それでは行政視察は7月14、15日ということで、具体的な日程が決まればまた事務局から投げさせていただきます。6月議会が終わつてからということになりますのでお願いします。

#### 議題5 その他

江角委員長

それまでにもう少し時間がありますので、次期の特別委員会の日程を確認させていただきたいと思ひます。その前に何か、全般を通してその他でございませうか。岡本委員。

岡本委員

これは内容じゃなくて先程の議運の方に諮るといふ、反問権の絡みで。この資料、この特別委員会でないところについては資料を入れておいてもらふということをして事務局にお願い出来ませんか。

小川次長

構いません。この取扱要領の案と、この前の例とこの例と、執行部に配

るのと同じ資料を、皆さんが持っているのと同じものを他の議員さんにと  
いうことですね。それは、良いな。

外浦書記  
岡本委員

議運と同じような形でということですね。

というのが、会派を開くのがちょっと難しいかも知れませんが、資料  
はあるよと。だから連絡だけしておこうという気持ちがあるものですから。  
是非ともお願いしたいと思います。

江角委員長

もう1回そここのところの流れを、もう1回ちょっと確認しておきましょ  
う。今、反問権で今日確認した点を。議運の委員長がおられるというこ  
とで、良いですよという話になった。なったということは、先にもう執行部  
にはお話をしますよということですから。どうしてワシは知らないのに執  
行部に話が行っているのかということが無いように、議員に周知をしてい  
ただくと。

小川次長

では確認をしておきます、もう1回。今日確認していただきましたので、  
まずは議長に対して、議会改革に対する検討結果を今日の日付で報告しま  
す。そうすると、議運の委員長さんにももう了解を得ていますので、明日ぐ  
らいにはこの要領をコピーしたものを、ここにいる委員さん以外の議員さ  
んのボックスに全て入れさせてもらいます。明日は休みですからあれです  
けど。なので議員の皆さんのボックスに入るのは4月28日になると思  
います。それから30日、1日、2日、この辺の連休の合間のところで僕が総  
務に行ってこれをお渡しして、実はこうこうこうでこういう段取りにして  
いるんで、執行部の方もその対応よろしくお願ひしますというお願ひをし  
に、1回行っておこうと思います。そういう流れでいきたいと思いますが。

江角委員長  
小川次長

で、事後で議運のところ。

5月20日の全協でもう1回、皆さんに、資料まで配るかどうかは別に  
しても。反問権が次の議会からありますんで、よろしくお願ひしますとい  
うことをもう1回周知して、6月2日の議運でこの要領を出して決定して  
もらう。で、正式に6月議会からこの要領に基づいて行うという流れにな  
ると思います。よろしくお願ひします。

江角委員長

ちょっと変則ですけども、反問権というのは基本条例に謳ってお  
りますので、やることは確認出来ている内容です。ちょっと流れは逆になるかも  
分かりませんが、そういう方向で全体の確認をさせていただきました。

他にその他ありますでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

今の件に追加なんですけど、出来れば執行部に申し入れをされる時に、6  
月議会が出来れば反問して欲しいと。そうしないとやはり、事例を示して  
いただいて、ああこれが反問なんだなということをやするような努力を執行  
部はして欲しいなと思うんです。是非合意が有れば申し入れをして、議員  
をいじめない程度の反問をとということ。お願ひします。

江角委員長

まあ、要綱にそれも示すということ。議運で確認するほどのことでも  
ない気がしますが。そういった声があったということ。他にございませ  
んか。

(「なし」という声あり。)

それでは次の日程を決めさせていただきたいと思いますが。

《委員間で調整》

それでは良いですか。20日(火)午後からということで。全協終わり次第、様子を見て。では13時にしておきましょうか。13時にします。20日(火)13時、全協の日です。よろしくお願いします。事務局から何かありますか。

小川次長  
江角委員長

ないです。

それでは日程も決まりましたので、若干早いかも分かりませんが、6回目の特別委員会を終わりたいと思います。大変ご苦勞さまでした。

(閉議 14時 05分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和 ⑩